

第二十五号議案

江戸川区国民健康保険条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和七年二月十四日

提出者

江戸川区長 斉

藤

猛

江戸川区国民健康保険条例の一部を改正する条例

江戸川区国民健康保険条例（昭和三十四年十一月江戸川区条例第十八号）の一部を次のように改正する。

第十五条の四第一号中「百分の九・四」を「百分の八・五九」に改め、同条第二号中「五万六千六百元」を「五万四千元」に改める。

第十五条の八中「六十五万円」を「六十六万円」に改める。

第十五条の十二第一号中「百分の三・一五」を「百分の二・九七」に改める。

第十五条の十六中「二十四万円」を「二十六万円」に改める。

第十六条の四第一号中「百分の二・六三」を「百分の二・四五」に改め、同条

第二号中「一万八千元」を「一万七千四百元」に改める。

第十九条の二中「六十五万円」を「六十六万円」に、「二十四万円」を「二十六万円」に改め、同条第一号イ中「三万六千二百元」を「三万五千二百元」に改め、同条第二号中「二十九万五千元」を「三十万五千元」に改め、同号イ中「二万五千八百元」を「二万五千二百元」に改め、同号ハ中「九千元」を「八千七百元」に改め、同条第三号中「五十四万五千元」を「五十六万円」に改め、同号イ中「一万三百二十元」を「一万八百元」に改め、同号ハ中「三千六百元」を「三千四百八十元」に改める。

第十九条の四第一号イ中「七千七百四十元」を「七千五百六十元」に改め、同

号口中「一万二千九百円」を「一万二千六百円」に改め、同号ハ中「二万六百四十円」を「二万六百六十円」に改め、同号ニ中「二万五千八百円」を「二万五千二百円」に改める。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、令和七年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の第十五条の四、第十五条の八、第十五条の十二、第十五条の十六、第十六条の四、第十九条の二及び第十九条の四の規定は、令和七年度以後の年度分の保険料について適用し、令和六年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

（説明）

基礎賦課額の保険料率等を改める必要があるので、本案を提出いたします。